

鹿児島工業高等専門学校自立応援入学支援金制度
支給対象者選考に関する申合せ

令和5年12月13日
校長 裁定

(趣旨)

第1 この申合せは、自立応援入学支援金制度実施要領（令和5年10月3日理事長裁定）（以下「要領」という。）第8条第1項に基づき、自立応援入学支援金（以下「支援金」という。）支給対象者の選考に必要な事項を定める。

(募集及び選考時期)

第2 支給対象者の募集は、推薦入試及び学力入試の各入学試験出願時に行う。
2 支給対象者の選考は、推薦入試及び学力入試において、それぞれ実施する。

(支給対象人数)

第3 支給対象者数は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が示す人数とし、推薦入試と学力入試において等分するものとする。
ただし、等分できなかった場合の余剰数は、推薦入試における支給対象人数として加えるものとする。
2 それぞれの入試において、前項に基づき配分した支給対象人数を申請者数が下回っていた場合、他方の入試における支給対象人数に流用することができる。

(選考基準)

第4 支給対象者の選考は、入学者選抜検査の成績上位者順に選考する。
2 支給対象者が何らかの事情で入学をしない場合は、直近下位の者を支給対象者としてすることができる。

(採否及び通知)

第5 支給対象者の採否は、学生委員会の審議を経て、校長が決定する。
2 校長は、支給対象者の採否について申請者へ通知するものとする。

(支給の取消)

第6 校長は、支給対象者が要領第12条第1項各号に該当する場合は、支援金の支給を取消し、支給対象者へ通知するものとする。
2 前項の通知を受けた支給対象者は、学校を通じて機構へ奨学金を返還しなければならない。

附 則

この申合せは、令和5年12月13日から施行する。